

(4) 1週間単位の非定型的変形労働時間制（法第32条の5）

本制度は、日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、かつ、就業規則等で各日の労働時間を特定することが困難であると認められる一定の事業について、1週間単位で労働時間を効率的に配分することにより労働時間を短縮しようとするものです。

本制度を採用するには、

- ① 小売業、旅館、料理店、飲食店の事業で常時使用する労働者30人未満のものについて
- ② 労使協定で次のように定めるとともに、所定の様式により所轄労働基準監督署長に届け出ること
 - a 1週間の労働時間が40時間以下となること
 - b 1日の労働時間の限度を10時間とすること
- ③ 1週間の各日の労働時間を当該1週間の開始する前までに労働者に書面で通知することが要件となります。

○留意点

- ア 1週間の各日各人の労働時間を定めるに当たっては、事前に労働者の都合を聴く等、労働者の意思を尊重するように努めなければなりません。
- イ 本制度を採用した場合に、法定の時間外労働（36協定の締結、割増賃金の支払が必要）となるのは次の時間です。
 - ① 1日 - 事前通知により所定労働時間が8時間を超える時間とされている日については、その所定労働時間を超えた時間、所定労働時間が8時間以内とされている日については8時間を超えた時間
 - ② 1週間 - 40時間（特例措置対象事業場も同じ。）を超えた時間（①で時間外労働となる時間を除く。）
- ウ 1週間の各日の労働時間の通知については、要件③のとおりですが、緊急でやむを得ない事由がある場合には、あらかじめ通知した労働時間を変更しようとする日の前日までに書面により労働者に通知することにより、当該あらかじめ通知した時間を変更することができます。
- エ 特例措置対象事業場（商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く。）、保健衛生業、接客娯楽業で規模10人未満の事業場。）であっても本制度を採用した場合、1週間の法定労働時間は40時間となります。
- オ 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければなりません。

(記入例)

様式第5号 (第12条の5第4項関係)

1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
旅館業	(株)○○ホテル	○○市○○町1-2-3 (電話 56-7890)	21人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳以上の者)	1週間の所定労働時間	変形労働時間制による期間
客室係	11人	40時間	平成○年4月1日から1年間
料理係	6人		
フロント	2人		
事務	2人		

協定の成立年月日 平成○年○月○日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (挙手による選出)

平成○年○月○日

株式会社 ○○ホテル
使用者 職氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

○○ 労働基準監督署長 殿